

令和 7 年度

春日部市 財政健全化  
経営健全化 審査意見書

春日部市監査委員



春監発第169号

令和8年8月6日

春日部市長 岩谷 一 弘 様

春日部市監査委員 佐 川 清

春日部市監査委員 香 田 寛 美

春日部市監査委員 石 川 友 和

令和7年度春日部市財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和7年度春日部市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。



# 目 次

|     |                      |    |
|-----|----------------------|----|
| 第 1 | 令和 7 年度春日部市財政健全化審査意見 | 7  |
| 1   | 審査の種類                | 7  |
| 2   | 審査の対象                | 7  |
| 3   | 審査の期間                | 7  |
| 4   | 審査の着眼点               | 7  |
| 5   | 審査の実施内容              | 7  |
| 6   | 審査の結果                | 8  |
| 7   | 審査意見                 | 8  |
| 第 2 | 令和 7 年度春日部市経営健全化審査意見 | 9  |
| 1   | 審査の種類                | 9  |
| 2   | 審査の対象                | 9  |
| 3   | 審査の期間                | 9  |
| 4   | 審査の着眼点               | 9  |
| 5   | 審査の実施内容              | 9  |
| 6   | 審査の結果                | 10 |
| 7   | 審査意見                 | 10 |



## 第1 令和7年度春日部市財政健全化審査意見

### 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく審査

### 2 審査の対象

令和7年度春日部市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 3 審査の期間

令和8年7月13日から令和8年7月31日まで

### 4 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを審査の着眼点とした。

### 5 審査の実施内容

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、適正に作成されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなどにより審査を実施した。

## 6 審 査 の 結 果

春日部市監査基準に基づき、1から5までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

### 健 全 化 判 断 比 率

(単位：％)

| 区 分 |               | 令 和 7 年 度 | 令 和 6 年 度 | 早 期 健 全 化 基 準 |           |
|-----|---------------|-----------|-----------|---------------|-----------|
|     |               |           |           | 令 和 7 年 度     | 令 和 6 年 度 |
| 1   | 実 質 赤 字 比 率   | —         | —         | 11.26         | 11.28     |
| 2   | 連結実質赤字比率      | —         | —         | 16.26         | 16.28     |
| 3   | 実 質 公 債 費 比 率 | 1.8       | 2.5       | 25.0          |           |
| 4   | 将 来 負 担 比 率   | 44.7      | 34.2      | 350.0         |           |

(注)実質赤字比率又は連結実質赤字比率がない場合は、「—」を表示しています。

## 7 審 査 意 見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度同様に赤字が生じておらず、算定されなかった。実質公債費比率は1.8％で、前年度に比べ0.7ポイント減となっており、早期健全化基準の25.0％を下回っている。将来負担比率は44.7％で、前年度に比べ10.5ポイント増となっているが、早期健全化基準の350.0％を下回っている。以上のとおり、健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

しかしながら、春日部駅付近連続立体交差推進事業や北春日部駅周辺地区土地区画整理推進事業など大規模事業による財政負担が想定される中、地方債の現在高は増加傾向にあり、将来負担比率の上昇には十分留意する必要がある。引き続き、健全な財政運営に努められたい。

## 第2 令和7年度春日部市経営健全化審査意見

### 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく審査

### 2 審査の対象

令和7年度春日部市水道事業会計、令和7年度春日部市病院事業会計、令和7年度春日部市下水道事業会計及び令和7年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 3 審査の期間

令和8年7月13日から令和8年7月31日まで

### 4 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを審査の着眼点とした。

### 5 審査の実施内容

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、適正に作成されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなどにより審査を実施した。

## 6 審 査 の 結 果

春日部市監査基準に基づき、1から5までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

### 資 金 不 足 比 率

(単位：％)

| 会 計 名 称                       | 令和7年度 | 令和6年度 | 経営健全化基準 |
|-------------------------------|-------|-------|---------|
| 水 道 事 業 会 計                   | —     | —     | 20.0    |
| 病 院 事 業 会 計                   | —     | —     |         |
| 下 水 道 事 業 会 計                 | —     | —     |         |
| 西金野井第二土地区画<br>整 理 事 業 特 別 会 計 | —     | —     |         |

(注)資金不足比率がない場合は、「—」を表示しています。

## 7 審 査 意 見

資金不足比率は、前年度同様に算定されなかったが、公営企業会計については、物価高騰や人件費の上昇が続いているため、資金不足比率を発生させないよう、健全な経営に努められたい。